

税 務 と 経 営

〒532-0011 大阪市淀川区西中島4丁目6番16号
新大阪NKビル601号

TEL (06) 6885-3990
FAX (06) 6885-3991
URL <http://www.ep-support.co.jp/>
E-mail support@ep-support.co.jp

発行所 有限会社 エンタープライズ サポート

ヒント

優先順位

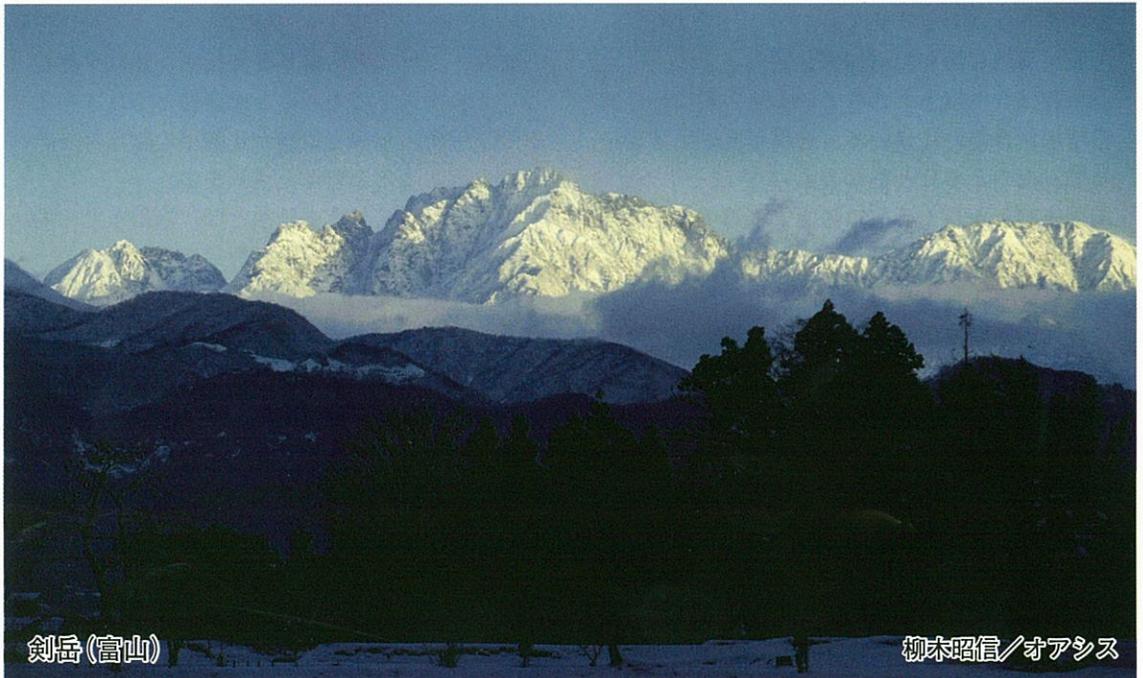
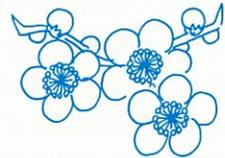
コスト削減を実現するためには、大きな視点で削減すべきターゲットを見定め、根本的なところから見直すことが大事です。コスト削減を進める上で大切なポイントを7つ。①狙いを定める、②ゼロベースで考える、③現場に負担させる、④現場を巻き込む、⑤価格交渉の進め方、⑥費用構造の基本理解、⑦短期と長期の視点です。例えば、①では、金額の大きな費目にまずは狙いを定め、データを見える化して、優先順位を定める。③では、各部門にコストを負担させることで、確実にコスト削減意識が芽生える。④、文房具やコピーなどの消耗品のコスト削減は、現場の協力、特に地方拠点の協力が必要です。月刊総務所載。

ヒント

税 務

ミニガイド

東京都内のホテル、旅館に宿泊する人には、法定外目的税である宿泊税が課税されます。税率は、1人1泊の宿泊料金（食事等は含まない素泊まり料金、消費税抜き）1万円以上1万5千円未満の場合は100円、1万5千円以上の場合は200円です。宿泊料金1万円未満の場合は、課税されません。



剣岳(富山)

柳木昭信/オアシス

所得拡大促進税制の拡充

□民間投資活性化等のための税制改正大綱

平成25年度税制改正で創設された所得拡大促進税制（雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除）について、平成25年10月に公表された与党の「民間投資活性化等のための税制改正大綱」により、民間投資の活性化を含む「三本の矢」の成果が所得の拡大という形などで広く国民に享受されることが、重要であるとして、さらに拡充されることになりました。

法律改正は、平成26年度税制改正により行われることとなりますが、ここでは税制改正大綱の内容を確認していきます。

□所得拡大促進税制

所得拡大促進税制は、企業が従業員の給与等支給額を増加させた場合、雇用者給与等支給増加額の10%の税額控除を行うものです。

ただし、その事業年度の法人税額の10%（中小企業等は20%）が上限となります。

また、雇用促進税制（雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の適用を受ける事業年度については、所得拡大促進税制の適用を受けることはできません。

□雇用者給与等支給増加割合要件

現行は5%以上とされている雇用者給与等支給増加割合要件について、適用年度の区分に応じて、次のとおりとされます。

- ①平成27年4月1日以前に開始する適用年度—2%以上
- ②平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する適用年度—3%以上
- ③平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する適用年度—5%以上

なお、雇用者給与等支給増加割合とは、雇用者給与等支給増加額（雇用者給与等支給額から基準雇用者給与等支給額を控除した金額）の基準雇用者給与等支給額に対する割合をいいます。

□平均給与等支給額要件

現行は国内雇用者に対する給与等を計算の基



○語学が堪能な方は別として、日本人の英語下手、わけても発音下手は世界的に定評があるところ。これは、日本語には音素が少ないからで、言語の音を構成する最小単位がせいぜい400、英語は約4,000もある。例えば、アは日本語では一つだが、英語のアはアエ、アイ、アヨ、エアなどいろいろある。中国語も音素が多い。中国人には、英語はそう難しくない。



礎としている平均給与等支給額要件について、継続雇用者に対する給与等を計算の基礎とすることとされます。

継続雇用者に対する給与等とは、国内雇用者に対する給与等のうち、雇用保険法の一般被保険者に対する給与等をいいますが、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の継続雇用制度に基づき雇用される者に対する給与等は除かれます。

また、現行は平均給与等支給額が比較平均給与等支給額以上であることが要件とされていますが、平均給与等支給額が比較平均給与等支給額を上回ることが要件とされます。

なお、平均給与等支給額とは、適用年度の給与等支給額を給与等支給者数（適用年度における給与等月別支給対象者の数を合計した数）で除して計算した金額をいい、比較平均給与等支給額とは、適用年度の前事業年度の給与等支給額を給与等支給者数で除して計算した金額をいいます。

□改正規定の適用

この改正は、平成26年4月1日以後に終了する適用年度について、適用されることとなります。

個人事業者の帳簿の 記載・記録の保存について

平成26年1月から個人で事業を行っている者の記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されています。

□申告納税方式

わが国ではシャブ税制以来、納税者が自ら税法に従って所得金額と納付税額を正しく計算し納税する申告納税方式を採用しています。このことをルーツとして、正確な所得金額や納付税額を計算するために、毎日の取引状況を記帳し、その取引に伴う書類を保存しておく必要が生じます。

□対象となる者

平成25年12月までの記帳・帳簿等の保存制度の対象者は、白色申告の方のうち前々年分あるいは前年分の事業所得等の金額の合計額が、300万円を超える者でした。今般平成26年1月

からこの保存制度の対象者が拡大されました。

また、所得税の申告が不必要な方も、記帳・帳簿等の保存制度の対象となりますのでご留意下さい。

□記帳する内容

売上などの収入金額、仕入やその他の必要経費に関する事項を記載します。一つ一つの取引ごとに記帳するのが原則ですが白色申告者は、日々の合計金額をまとめて記載するなど、簡易な方法で記載しても良いことになっています。

□帳簿・書類の保存期間

収入金額や必要経費を記載した法定帳簿は7年、決算に関して作成した棚卸表や請求書、領収書などの書類は5年間になっています。

□検討事項

国税庁のホームページでは、PDF形式でお知らせの様式や帳簿の記帳のしかた、記帳制度適用者の決算の手引きなどを準備しています。

消費税率引上げのタイミングとあいまって白色申告から青色申告への転換も検討課題となりそうです。

ナマの税務相談室

Q 実は、昨年1月父が死亡した時、未分割の相続申告をいたしました。相続人は母が10年前に亡くなっていて子供は長男私と次男、三男の3人です。ところが、次男が事もあろうに父の後を追うように昨年5月急死いたしました。次男には子供がいます。

A いやいや、それは大変でしたね。

Q 本当に。未分割申告問題が解決しないまま、次男が死亡したものですから、第二次税務申告処理など、悩んでおります。

A 順を追って伺いましょう。

Q 被相続人父の第一次相続では未分割の財産や債務について各自法定相続分の3分の1で相続したわけですが、時を経ずして次男の相続が発生いたしました。ところで、父の相続財産のうちに賃貸不動産があり、その賃貸収

相次ぐ相続 紛らわしい申告

入が継続的にあります。父の預金口座が第一次相続開始後ただちに凍結されなかったため、普通預金口座に家賃の一部が振り込まれて

います。この家賃収入は父の遺産ではなく、共同相続人が取得すべきものです。この場合の次男の相続申告の取り扱いがよく分かりません。

A 成程、共同相続人間における分割協議が成立しないため相続財産が未分割状態にある場合、その法定果実である家賃収入は遺産とは別個に相続人がその相続分に応じて単独債権として確定的に取得するという最高裁の判例があり3分の1の未収入金として課税価格に算入します。判例、平成17年9月8日。

× × ×

【訂正】12月号の本欄での「不動産の取得費」について、建物の残存価格、及び2,500万円から建物の購入代金を差し引いたものの合計額、と訂正いたします。

ナマの税務相談室

消費税の税込価格表示 解除の時限立法

不 特定多数を相手とする商品の値段の表示は、消費税込みの総額表示とすることになっています。それが、昨年10月1日から解除されています。これは、本年4月と来年10月の2度にわたる消費税率の段階的な引上げを先取りしているものです。総額表示を前提とすると、事業者は税率の引上げがあるごとに商品の値札を付け替えたり、カタログ等を作成し直さなければならなくなり、余計な事務負担が増えることとなります。「税抜き」価格表示にしていればその手間が省けます。

例 えば、流通している多くの書籍の表紙には「定価(本体1,000円+税)」というような表記がされています。こ

うすれば、消費税率引上前でも、引上後でも、そのままの表示で対応できます。とは言え、昨年8月の博報堂の緊急調査「生活者に聞く価格表示」では、「店によって表示方法が異なると混乱する」が87.7%、税抜表示支持は2%程度、ということで税抜価格表示は消費者には不人気です。

総 額表示解除の法律は、平成25年10月1日から平成29年3月31日までの間の時限立法ですが、税抜価格表示をする事業者は、出来るだけ速やかに税込価格表示にするよう努めなければならない、ともされています。

ま た、本時限立法では、消費者の利便性に配慮する観点から、「誤認防止措置」を

講じることを求めています。総額表示をしない場合、消費者が商品等を選択する際に、商品価格が税込の総額ではないことを明瞭に認識できるように表示することの要求です。

税 抜価格のみを表示する場合は、個々の商品の値札で税抜価格であることを明示するか、店内等における掲示等により一括して税抜価格であることを明示する方法が国税庁より案内されています。

個 々の商品の値札に新旧の税率での価格が混在するような場合の誤認防止措置としては、別途、店内の消費者の目に付き易い場所に、明瞭に、「旧税率(5%)に基づく税込価格を表示している商品については、レジにて改めて新税率(8%)に基づき精算させていただきます」といった掲示を行う方法が案内されています。

「河豚雑炊あつしあつしとめでて吹く 秋櫻子」
雑炊は「おじゃ」と呼んでいます。古来、「一合雑炊、二合粥、三合飯」と言われるように、米が少なくてすみ、お菜がいらず、体が温まる庶民的な冬の常食です。寒い2月ですが、健康に気をつけて。今月は贈与税の申告が始まり、所得税の確定申告も17日から始まります。
4日立春。19日雨水。



石の上にも三年という。
しかし、三年を一年で習得する努力を
怠ってはならない。

(実業家 松下幸之助)

2月の税務メモ

(国 税)	(地方税)
<ul style="list-style-type: none"> ○贈与税の申告(2月3日より3月17日まで) ○1月分源泉所得税の納付(特例適用者を除く) ○所得税の確定申告、損失申告(2月17日より3月17日まで) ○12月決算法人の確定申告 ○6月決算法人の中間(予定)申告 	<ul style="list-style-type: none"> 10日 ○1月分個人住民税特別徴収分の納付 17日より 28日 ○12月決算法人の確定申告 〃 ○6月決算法人の中間(予定)申告 〃 (地方条例による) ○固定資産税、都市計画税の納付

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。